

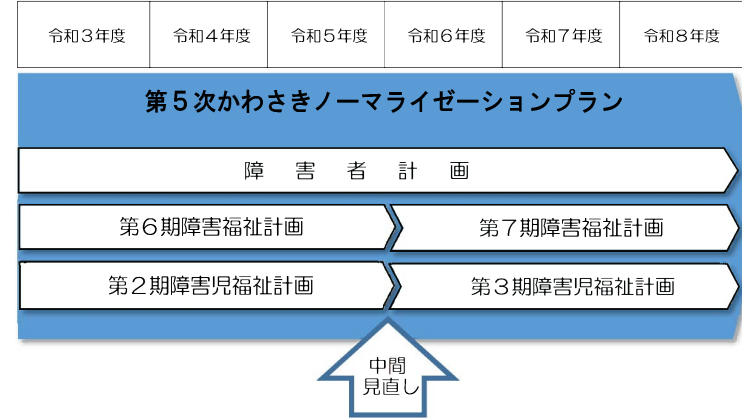
▶ **かわさきノーマライゼーションプランについて**

かわさきノーマライゼーションプランとは、各法令に基づく以下の3計画を一体的に策定した本市の障害福祉施策全体の計画で、令和5年度は第5次計画の3年目にあたります。

- ①障害者計画（障害者基本法）
- ②障害福祉計画（障害者総合支援法）
- ③障害児福祉計画（児童福祉法）

▶ **計画期間について**

かわさきノーマライゼーションプラン自体は6年計画ですが、3年目に計画の中間見直し（改定）を実施し、6年計画である障害者計画は改定を行い、3年計画である障害福祉計画・障害児福祉計画は、新たに計画を策定します。



▶ **第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版 策定スケジュール見込み**

	令和4年度					令和5年度												令和6年度		
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4		
ニーズ把握	障害のある方の生活ニーズ調査		生活ニーズ調査結果の分析			団体ヒアリング事前調整		団体ヒアリング												
障害者施策審議会(本会)						● 自立支援協議会意見書		【第1回】今後の策定方針等		【第2回】計画素案の検討		【第3回】計画最終案の検討								
計画策定委員会(部会)						【第3回】ニーズ調査結果報告今後の策定方針等		【第4回】計画素案の検討(見込量以外)		【第5回】計画素案の検討(見込量を含む)		【第6回】計画最終案の検討								
庁内策定作業						● 国通知(基本指針)の確認		障害者計画の作成・校正		福祉計画の作成・校正(実績・サービス見込量)		障害者施策審議会意見等を踏まえた修正作業		計画素案の決定		市民意見等を踏まえた最終案作成		庁内決裁		パブリックコメント結果公表
市民説明													①パブリックコメント(12月~2月頭) ②市民説明会(1月下旬) ※地域福祉計画・かわさきいきいき長寿プランと合同							

第5次かわさきノーマライゼーションプラン施策体系図

第5次かわさきノーマライゼーションプラン 抜粋

川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンの基本理念

『誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現』

第5次かわさきノーマライゼーションプランの基本理念

『障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現』

社会情勢の主な変化

障害者の増加

障害の多様化

高齢障害者の増加

障害の重度化・重複化

家族の高齢化

支援ニーズの増加

共生社会実現に関する法制度

大規模災害

新型コロナウイルス

障害児支援ニーズの増加・多様化

課題

●高齢者や障害児・者等に対する包括的な支援体制（地域リハビリテーション）の構築

課題

- 多様なニーズに対応する相談支援や地域生活支援の充実
- 障害の特性やライフステージに応じた切れ目のない包括的な支援体制の構築

課題

- 多様なニーズに対応できる住まいの場の確保
- 医療的ケア児・者への支援の充実など、保健・医療分野等との連携強化

課題

- 障害福祉サービスを担う人材の確保等
- ボランティアや障害当事者を含めた多様な主体による支え合い
- 経済的な自立に向けた雇用・就労支援

課題

- 障害のある方の権利擁護に関する取組の推進
- 市民意識の醸成（心のバリアフリー）
- スポーツや文化芸術等の社会参加の促進
- ソフト・ハード両面でのバリアフリー化
- 大規模災害や新型コロナウイルスへの対応

施策体系

基本方針Ⅰ 育ち、学び、働き、暮らす

～多様なニーズに対応するための包括的な支援体制（地域リハビリテーション）の構築～

施策1 相談支援体制の充実

- ①相談支援体制
- ②専門的な相談支援体制

施策2 地域生活支援の充実

- ①生活支援サービス
- ②日中通所サービス
- ③情報コミュニケーション支援
- ④移動及び外出の支援
- ⑤福祉用具等による支援
- ⑥精神障害者の地域移行に向けた支援

施策3 子どもの育ちに応じた切れ目のない支援体制の充実

- ①相談支援体制
- ②療育支援体制
- ③関係機関との連携
- ④教育環境・教育活動
- ⑤進路支援
- ⑥放課後等の支援
- ⑦家庭や地域活動への支援

施策4 多様な住まい方と場の確保

- ①グループホーム
- ②入所施設
- ③高齢障害者への対応
- ④民間住宅における居住支援
- ⑤公営住宅における居住支援
- ⑥居住環境の向上支援

施策5 保健・医療分野等との連携強化

- ①専門的な医療等の提供
- ②医療給付・助成
- ③医療と地域の連携
- ④医療的ケアを必要とする方への支援

施策6 人材の確保・育成と多様な主体による支え合い

- ①人材の確保・育成の推進
- ②福祉サービスに対する第三者の視点
- ③多様な主体による支え合い

施策7 雇用・就労・経済的自立の促進

- ①就労意欲の喚起
- ②就労移行・定着に向けた支援
- ③企業への雇用支援
- ④福祉的就労の支援
- ⑤経済的支援

基本方針Ⅱ 地域とかわかる

～地域の中でいきいきと暮らしている「心のバリアフリー都市川崎」の実現～

施策8 権利を守る取組の推進

- ①障害を理由とする差別解消の推進
- ②障害者虐待防止に向けた取組の推進
- ③成年後見制度等の推進
- ④消費者トラブルの防止

施策9 心のバリアフリー

- ①かわさきパラムーブメントの推進
- ②障害の理解促進と普及啓発
- ③学校における交流・福祉教育

施策10 社会参加の促進

- ①障害者スポーツの推進
- ②文化芸術活動の推進
- ③生涯学習の推進

基本方針Ⅲ やさしいまちづくり

～誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進～

施策11 バリアフリー化の推進

- ①福祉のまちづくりの推進
- ②公共交通機関のバリアフリー化
- ③道路のバリアフリー化
- ④公共施設のバリアフリー化
- ⑤まちの情報提供の充実
- ⑥情報バリアフリーの推進

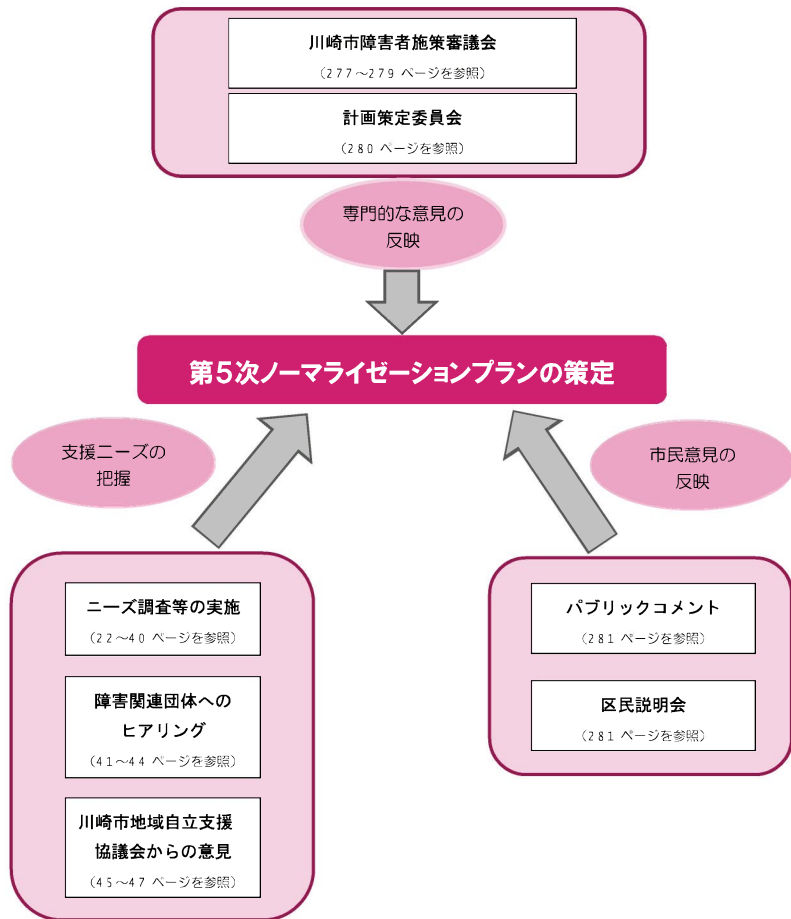
施策12 災害・緊急時対策の強化

- ①災害時や緊急時における支援体制の充実
- ②情報伝達手段の確保

3 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、川崎市障害者施策審議会（障害者基本法に基づき設置する審議会）や、本審議会の専門部会である計画策定委員会において検討しました。各会議体の委員は、学識経験者や障害関連団体、障害当事者など幅広い関係者で構成しており、多様な意見や視点を取り入れながら計画を策定しました。

また、障害者総合支援法の規定に基づき川崎市地域自立支援協議会の意見を聴くとともに、生活ニーズ調査、団体ヒアリング、パブリックコメント等を行うことで、支援ニーズを的確に把握し、多様な市民意見を計画に反映するよう努めました。



4 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制及び普及啓発

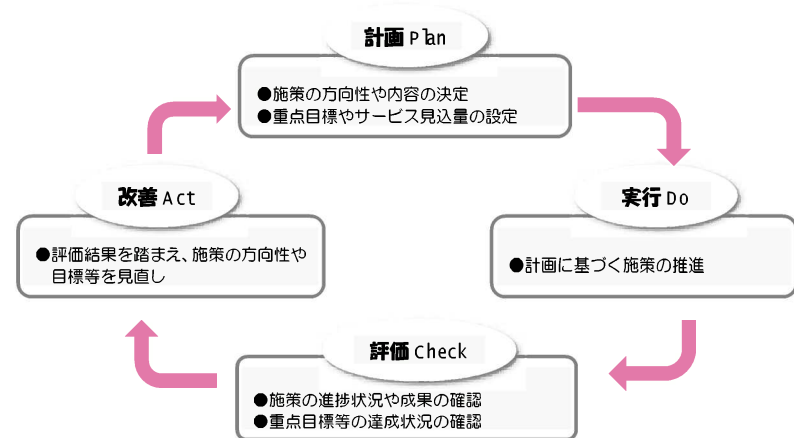
障害保健福祉部局をはじめ、医療、福祉、教育、まちづくりなどの関係部局相互の連携を図りながら、本計画に基づき、障害福祉施策全体を計画的に推進します。また、市ホームページ等を通じて、本市の障害福祉施策の考え方や内容について、広く市民に周知します。

(2) 計画の進捗管理

本計画の進捗管理にあたっては、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」の「PDCA サイクル」に基づき、評価と見直しを行います。

年度ごとに各施策の進捗状況や目標の達成状況等について整理・確認するとともに、その結果を障害者施策審議会において点検・評価します。また、その結果を踏まえ、必要に応じて計画の中間見直し(*)を行います。

*計画期間の3年目である令和5(2023)年度において次期障害福祉計画・障害児福祉計画を策定する際に、必要に応じて、計画全体を見直す予定です。



第5次かわさきノーマライゼーションプラン「障害者計画」の令和3年度進捗状況（概要）

1 概要

第5次かわさきノーマライゼーションプランについては、令和3年度に策定し、令和3年度から令和8年度までの6カ年の計画を掲載しています。本計画に掲載する計127事業（※）について、令和3年度における進捗状況や今後の事業の方向性は次のとおりです。なお、各評価については、事業担当部署による自己評価です。

（※）本計画に掲載する133事業から再掲分6事業を差し引いたもの

2 令和3年度における各事業の進捗状況

下記の区分に基づき評価を実施した結果、計画に基づき順調に事業を実施していることを確認しました。

区分	事業数
1：概ね計画どおりに進捗しているもの ※計画どおりに事業を実施しているものや、一定の課題解決を見据えながら今後も引き続き本計画に基づく取組を推進するもの	127 事業
2：やや進捗が遅れており、更なる取組が必要なもの ※計画に掲げた事業を一定程度行ったが、進捗が遅れているため、今後、課題解決に向けた大幅な事業の見直し等について検討を要するもの	0 事業
3：事業実施等が困難、又は、進捗が大幅に遅れているもの ※計画に掲げた事業の実施が難しいものや、進捗が大幅に遅れているもの	0 事業

3 令和4年度以降の事業の方向性

下記の区分に基づき評価を実施した結果、一部の事業について拡充を図りながら、事業を継続する予定であることを確認しました。

区分	事業数
A：現状のまま継続するもの ※計画に基づき、今後も引き続き事業を継続するもの	121 事業
B：拡充を図りながら継続するもの ※新たな取組や事業の実施手法等の見直しなど、事業の更なる拡充を図りながら、今後も引き続き事業を継続するもの	6 事業
C：縮小・廃止するもの ※事業目的の達成等に伴い、事業規模を縮小する場合や、事業自体を廃止するもの	0 事業

4 施策体系ごとの進捗状況について（新たな取組を中心に掲載）

施策体系	令和3年度における主な取組実績	今後の主な事業の方向性（令和4年度以降）
<p>(1) 相談支援体制の充実</p>	<p>【相談支援体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●指定特定相談支援事業所の拡充に向けて、相談支援専門員の体制強化や、計画相談支援の実績に応じた補助金等を創設し、実施しました。 ●地域相談支援センターについては、非常勤職員の常勤化による増員を行い、地区担当制を導入し、ワンストップの相談対応や援助希求のない障害者への支援、地域とのネットワークづくり等を実施しました。また、川崎区・中原区へ増設し、市内21か所から23か所となりました。 ●基幹相談支援センターについては、複数区担当制とし、市内3か所へ再編し、地域の相談支援機関への後方支援、広域調整が必要なケースへの対応、地域移行の取組等の固有の業務に特化して実施する体制を整備しました。 ●計画相談支援の供給量が十分確保できるまでの間の対策として、代替的に施設等によるサービス等利用計画作成支援（本人希望時）の仕組みを導入しました。 ●区地域自立支援協議会において、「定例会」や「相談支援事業所連絡会」を新たに設置し、区ごとに必要に応じて、地域課題に向けた協議を行う「ワーキング」を立ち上げています。 ●市地域自立支援協議会においては、全市的に検討すべき課題について、専門部会を設置し、課題解決に向けた検討を行い、必要な見直しを行いました。 ●入所施設からの地域移行部会では、令和4年度からの、地域移行コーディネーター配置施設におけるモデル実施を見据えた標準例や研修実施計画等を記載した「川崎市入所施設からの地域移行業務ガイドライン 0.8版」を作成しました。 	<p>【相談支援体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和3(2021)年度に実施した相談支援体制の再編により、身近な地域において、障害種別やサービスの利用の有無に関わらず、多様なニーズに対応した相談支援をより効果的かつ効率的に受けられる体制を維持するため、当事者、家族、相談支援従事者、関係機関等と連携し、必要な評価、検証を行っていきます。 ●市地域自立支援協議会において、定期的に相談支援体制の検証・評価を実施します。

施策体系	令和3年度における主な取組実績	今後の主な事業の方向性（令和4年度以降）
<p>(1) 相談支援体制の充実 (つづき)</p>	<p>【専門的な相談支援体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●発達相談支援センターにおいて、発達障害児・者に対する専門的な相談支援を行うとともに、福祉分野以外の関係機関との支援ネットワークの強化・拡充に向けた取組を実施しました。 ●発達に不安のある児童等を支援対象とした、新たな相談支援機関として、令和3(2021)年10月に川崎区・幸区に「子ども発達・相談センター」を各区1か所開設し、発達相談支援センターや地域療育センター等との連携について協議・確認を行い、円滑かつ効果的な支援体制の構築を図りました。 ●新たに開設したひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり状態にある方や御家族に寄り添った相談支援を広く展開しました。 ●総合リハビリテーション推進センターこころの健康課にて、こころの電話相談事業を行い、様々な不安や悩みなどに対応しました。令和3(2021)年6月からは平日だけでなく土日祝日を含む毎日事業を実施しました。 	<p>【専門的な相談支援体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和4(2022)年度中に、西部地域(多摩区・宮前区)に「子ども発達・相談センター」を新たに設置します。 ●「子ども発達・相談センター」の未整備地域について、令和3(2021)年度に開設した同センターの運用状況を検証した上で、今後の施設整備に向けた検討を進めます。
<p>(2) 地域生活支援の充実</p>	<p>【生活支援サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高津区と麻生区での地域生活支援拠点の設置に向けた取組を進めました。 <p>【日中通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●在宅で暮らしている障害のある方に対して、福祉的な活動の場の提供、地域生活における日常生活力の向上に向けた訓練、一般就労に向けた訓練などの各種サービスを、障害の状況やニーズに応じて提供しました。 ●サービスの質の維持・向上を目的に新規開設事業所への現地確認を行いました。 	<p>【日中通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域活動支援センターA型の機能に関する懇談会を開催するなど、よりよい運営方法となるよう、事業所と連携しながら検討を進めます。 ●介護・訓練サービスにおいて、通所するための送迎や入浴サービスの提供、重度の障害のある方に対する支援体制を確保するため、サービスを提供する事業所に対する様々な加算制度を運用することにより、サービスの充実に努めます

施策体系	令和3年度における主な取組実績	今後の主な事業の方向性（令和4年度以降）
<p>(2) 地域生活支援の充実 (つづき)</p>	<p>【日中通所サービス】(つづき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小規模生活介護事業所整備事業補助金により、生活介護事業所を2箇所整備しました。 <p>【情報コミュニケーション支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●聴覚障害者情報文化センター、視覚障害者情報文化センター、神奈川県聴覚障害者福祉センターにおいて、点訳や音訳等の各種支援を実施しました。 <p>【移動及び外出の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ふれあいフリーパス事業や重度障害者福祉タクシー利用券交付事業、障害者の福祉キャブ運行事業を実施しました。 ●ユニバーサルデザインタクシーの普及促進や乗場の整備に向け調整を進めました。 <p>【福祉用具による支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福祉施設の居住スペースを再現した模擬環境ラボを備えた Kawasaki Welfare Technology Lab を整備し、運営を開始しました。 ●補装具、日常生活用具の購入・修理費用に対する助成を継続して行ったとともに、日常生活用具については、コロナ禍における難聴児への補聴援助システムの給付対象化について検討を進めました。 <p>【精神障害者の地域移行に向けた支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●当事者も含めた協議の場として、川崎市地域自立支援協議会専門部会をワーキングを含めて年6回開催しました。 	<p>【移動及び外出の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ふれあいフリーパスについて、引続き ICT 技術の導入を検討します。 <p>【福祉用具による支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●模擬環境ラボ活用した福祉製品等の検証・評価に取り組むとともに、関係機関・事業者との連携を通じ、利用者・介護職員のニーズを的確に把握することで、市内企業等の福祉製品の開発、改良を支援します。

施策体系	令和3年度における主な取組実績	今後の主な事業の方向性（令和4年度以降）
<p>(2) 地域生活支援の充実 (つづき)</p>	<p>【精神障害者の地域移行に向けた支援】 (つづき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各ワーキンググループにおいて、地域移行・地域定着支援ガイドライン作成に向けた検討、住宅確保に関する研修及び社会資源に関するアンケート調査の実施、地域移行・地域定着支援に係る課題を抽出するための「見える化シート」の作成等を行いました。 ●心神喪失者等医療観察法の対象者について、各地域支援室と保護観察所、医療機関等関係者の連携により支援を行いました。 	
<p>(3) 子どもの育ちに応じた切れ目のない支援体制の充実</p>	<p>【相談支援体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各地域療育センターにおいて、地域の中核的な療育支援の専門機関として、診察や評価等に基づく支援を行いました。また、専門機関としての知見を活かした計画作成を行いました ●相談支援事業所における相談支援専門員の複数配置体制の構築をすすめるため、計画相談支援体制強化事業費補助金の制度運用を継続して実施しました。 <p>【療育支援体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●児童発達支援事業、医療型児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業、障害者総合支援法に基づく日中一時支援（障害児・者一時預かり）など、身近な地域で発達段階に応じた療育支援に取り組みました。 <p>【関係機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「発達障害者地域連絡調整会議」を年1回、「医療的ケア児連絡調整会議」を年2回開催し、関係機関の代表者による協議・検討を実施することで、乳幼児期から成人期に渡る支援体制の強化を行いました。 	<p>【相談支援体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●児童版セルフプランの様式や作成の手引きの確定に向けた協議を継続します。 <p>【関係機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和4(2023)年度中に、西部地域(多摩区・宮前区)に「子ども発達・相談センター」を設置するため、設置区の地域みまもり支援センターとの連携について、確認・協議を進めます。

施策体系	令和3年度における主な取組実績	今後の主な事業の方向性（令和4年度以降）
<p>(3) 子どもの育ちに応じた切れ目のない支援体制の充実 (つづき)</p>	<p>【関係機関との連携】 (つづき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●聴覚障害を早期に発見し早期療育につなげるため、新生児聴覚検査への補助事業を開始しました。 ●地域療育センターによる訪問支援及び保育所等訪問支援事業や、保育所及び幼稚園所管課による巡回相談及び発達相談等を実施することで、保育所・幼稚園等の関係機関における受け入れ支援を行いました。 <p>【教育環境・教育活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●就学相談では、実施時期を1か月程度早め、5月から実施しました。 ●一人ひとりの教育的ニーズに応えるために、特別支援学校に理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を配置し、専門的な視点での支援方法の助言等を活用して支援の充実及び教員の専門性の向上に努めました。 <p>【放課後等の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障害のある方がニーズに応じて柔軟に利用できる場を確保するとともに、家族が一時的に休息できるようにするため、日中一時支援事業（障害児・者一時預かり）を実施しました。 <p>【家庭や地域活動への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ペアレントメンター事業について、令和4(2023)年度の活動開始に向けて、メンターの養成研修（第3期）を実施しました。 	<p>【教育環境・教育活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特別支援教育に関わる教員について、福祉や医療との連携の必要性が高まっているため、研修内容に加えていくことを検討します。 ●中央支援学校高等部分教室について、令和4年度以降、校舎等の設計・工事等教育環境の改善に向けた施設整備に着手します。 <p>【家庭や地域活動への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ペアレントメンター事業はメンターの養成を令和3(2022)年度で一度終了し、実際の保護者支援に向けた取組を検討し、事業の展開を図ります。
<p>(4) 多様な住まい方と場の確保</p>	<p>【グループホーム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●川崎市障害者共同生活援助敷金等事業補助金や川崎市障害者共同生活援助事業運営費補助金による支援を行うことで、グループホームの安定的な運営を確保しました。 	<p>【グループホーム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和5(2023)年度を目途に、高津区の市有地を活用し、生活介護や短期入所等の機能を持ち、グループホームを併設した拠点型施設を整備します。

施策体系	令和3年度における主な取組実績	今後の主な事業の方向性（令和4年度以降）
<p>(4) 多様な住まい方と場の確保 (つづき)</p>	<p>【入所施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●強度行動障害支援者養成研修について、既に行っている「基礎編」に加えて新たに「実践編」を実施しました。 <p>【特別養護老人ホームにおける高齢障害者の受け入れの促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特別養護老人ホーム「川崎ラシクル」を開設し、一部フロアには視覚障害者や聴覚障害者に配慮した設備・機能を導入しました。また、定員の1割程度を、障害者入所施設等に入所している高齢障害者から受け入れています。 <p>【居住環境の向上支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●身体障害等により住環境の整備が必要な方に対して、3地域リハビリテーションセンターの医師・理学療法士・作業療法士等が専門的な評価をすることで、本人の状況に応じた住宅改修等の支援につなげました。 	<p>【特別養護老人ホームにおける高齢障害者の受け入れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和4(2022)年6月に高津区蟹ヶ谷で開設予定の特別養護老人ホームにおいても、受け入れを行う予定です。
<p>(5) 保健・医療分野等との連携強化</p>	<p>【専門的な医療等の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●4 区市の協調事業として、24 時間 365 日体制を維持し、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化に伴う対応を実施しました。 <p>【医療給付・助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院）、指定難病医療費助成、重度障害者医療費助成等について適正に実施しました。 <p>【医療と地域の連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●リハビリテーション支援拠点を設置し、ケアマネジャーや介護事業所に対する相談・助言体制を充実しました。 	

施策体系	令和3年度における主な取組実績	今後の主な事業の方向性（令和4年度以降）
<p>(5) 保健・医療分野等との連携強化 (つづき)</p>	<p>【医療的ケアを必要とする方への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケア児・者等の専門相談窓口として、「医療的ケア児・者等支援拠点」を市内2か所に設置し、相談機能の強化を図るとともに、地域関係機関の後方支援を担うことで、関係機関の連携強化や支援体制の拡充を図りました。 ●重度障害者訪問看護サービス等支援事業の要綱改正を実施し、訪問看護派遣時間を延長するなど、支援の拡充を図りました。 ●同事業の対象者要件の拡充として、新たに「日常生活を営むための医療のいずれかを要する状態にある障害児」を対象とし、支援を提供しました。 ●市内障害児通所支援事業所等に勤務する方を対象とした喀痰吸引等研修（第3号）における基礎研修を実施しました。（14名合格） 	<p>【医療的ケアを必要とする方への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認可保育所における医療的ケア児受入園の拡充に向けて、令和4（2023）年度から14か所の公立保育所（ブランチ園）において施設、環境整備を進め、体験保育等の受け入れを順次実施します。 ●「あんしん見守り一時入院等事業」について、医療機関等へのヒアリング等を通して、新たな事業内容等について調整を進めます。
<p>(6) 人材の確保・育成と多様な主体による支え合い</p>	<p>【人材の確保・育成の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●求職者と事業所の双方を支援するために、「就職希望者向け研修」と「インストラクター養成研修」をWEB説明会にて開催しました。 ●障害のある方の増加や高齢化、障害の重度化など、状況と環境の変化が急速に進む中で、様々な支援ニーズに対応しつつ安定的で持続可能な制度となるよう、グループホームにおける世話人体制確保加算等の加算制度を再構築しました。 <p>【多様な主体による支え合い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ピアカウンセリング事業(精神)として、グループカウンセリング等を実施しました。また、ピアサポート活動を行う関係機関による連絡会により取組の推進に向けた検討を行いました。 	<p>【人材の確保・育成の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉情報サービスかながわへの情報掲載、事業者へのメール及び郵送、電話案内等により研修開催に関する周知を強化し、拡充に取り組みます。

施策体系	令和3年度における主な取組実績	今後の主な事業の方向性（令和4年度以降）
<p>(7) 雇用・就労・経済的自立の促進</p>	<p>【就労意欲の喚起】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 庁内の一部を実習場所とする就労体験ステップアップ事業や、スポーツ等のイベントスタッフとして働く就労体験を実施しました。 <p>【就労移行・定着に向けた支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域就労援助センターを中心とした障害者就労支援ネットワーク会議において、就労支援機関の利用者及び一般就労者の増加を目的とした「就労移行支援事業所説明会」を実施しました。 <p>【企業への雇用支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害者雇用の拡大に向けた普及・啓発を目的として、ハローワークと連携し、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催しました。 	
<p>(8) 権利を守る取組の推進</p>	<p>【成年後見制度等の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度に関する広報・相談・制度の利用促進・後見人支援等の機能を担う中核機関として、「川崎市成年後見支援センター」を設置しました。 ● 権利擁護に関する地域連携ネットワークの構築に向け、川崎市成年後見制度利用促進協議会を設置しました。 	
<p>(9) 心のバリアフリー</p>	<p>【かわさきパラムーブメントの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● レガシー形成に向けた庁内推進体制である「レガシー検討プロジェクト会議」を設置しました。さらに、レガシーごとの部会を設け、部会を中心として取組等を検討・実施する体制を構築しました。 ● e スポーツを活用した取組を行い、障害のある子どもたちや保護者を対象とした体験会を開催しました。 	<p>【かわさきパラムーブメントの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各部会が主体的にレガシー形成に向けた取組が検討できるよう進めてまいります。

施策体系	令和3年度における主な取組実績	今後の主な事業の方向性（令和4年度以降）
<p>(9) 心のバリアフリー (つづき)</p>	<p>【障害の理解促進と普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自殺やメンタルヘルス等に関連した正しい知識の普及や理解促進を目的として、社会福祉法人川崎いのちの電話との共催で、こころの健康セミナーを開催し、市民に対する普及啓発を行いました。 ●市内小学校において、パラスポーツへの関心や障害に対する理解を一層深めることを目的とした障害者スポーツ体験講座「パラスポーツやってみるキャラバン」を実施しました。 <p>【学校における交流・福祉教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習を各小中学校の年間指導計画や個別の指導計画に位置付け、計画的に実施しました。 	
<p>(10) 社会参加の促進</p>	<p>【障害者スポーツの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●リハビリテーション福祉センター体育館・プールの解体工事及び大規模修繕等を実施しました。 <p>【文化芸術活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●KAWASAKI しんゆり映画祭において、視覚障害者向け副音声ガイド付上映、聴覚障害者向け日本語字幕付上映を実施し、会場の最寄り駅からの送迎サービスも行いました。 	<p>【障害者スポーツの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中部リハビリテーション福祉センター井田体育館・プールについては、関係局と連携し、各利用者の状況に応じた運動プログラムを実施することにより、運動する機会提供や社会参加を推進します。
<p>(11) バリアフリー化の推進</p>	<p>【公共交通機関のバリアフリー化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●鉄道事業者によるホームドア整備の促進を図りました。 <p>【道路のバリアフリー化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●バリアフリー基本構想地区の武蔵小杉駅周辺地区及び溝口駅周辺地区において、点字ブロックの整備を行いました。 	

施策体系	令和3年度における主な取組実績	今後の主な事業の方向性（令和4年度以降）
(1-1) バリアフリー化の推進 (つづき)	<p>【情報バリアフリーの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ホームページの作成に関わる本市職員約200名を対象としたウェブアクセシビリティ研修を開催し、啓発活動を通じ各ページ、サイトの改善に役立てました。 	<p>【情報バリアフリーの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和5(2023)年度末に予定しているホームページリニューアルにおいても、ウェブアクセシビリティの標準規格であるJIS X 8341-3:2016の達成等級AAを維持したホームページ構築を行います。
(1-2) 災害・緊急時対策の強化	<p>【災害時や緊急時における支援体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケア児者を対象とした「在宅人工呼吸器使用者災害時電源給付事業」「医療的ケア児者への発災時の電源確保事業」を開始しました。 ●障害支援区分6の方等を対象に、災害時個別避難計画作成支援事業を開始し、発災時の的確な避難行動を促す仕組み作りをはじめました。 ●二次避難所における要配慮者用の備蓄品の配備、医薬品の確保を進めました。 <p>【情報伝達手段の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●イベントや冊子、講座等による防災啓発に取り組むとともに、引き続き、タブロイド版防災広報紙を作成し、コロナ禍における共助の必要性などについて啓発を実施しました。 ●防災ポータルサイトをリニューアルし、利用者が3クリックで必要な情報にたどり着けるよう階層構造の見直しを図りました。 	<p>【災害時や緊急時における支援体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福祉調整本部の開設訓練や、E-Welfissを活用した情報伝達訓練を実施し、災害対応力の維持・強化に努めます。 ●災害時個別避難計画作成支援事業を継続し、要援護者避難支援制度との整合を図ります。 ●要配慮者専用スペースについて、対象者を想定した運用が実施できるよう取組を進めます。 <p>【情報伝達手段の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●効率的・効果的な啓発手法の検討を進めるとともに、教育・福祉等の各分野や事業者等との連携による横断的な啓発の実施に向けて調整を進めながら、障害のある方や高齢者などを含めた市民全体への情報発信に取り組みます。

第5次かわさきノーマライゼーションプラン (第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画) 令和3年度進捗状況

1 重点的に取り組む目標

目標1 福祉施設から地域生活への移行

項目	R5目標値	R3	R4	R5	合計
入所施設からの地域移行者数 (A)	31人	16人			16
(参考) 入所施設での利用が新たに必要な方の数 (B)	31人	16人			16
施設入所者の削減数	0人	0人	0人	0人	0

※目標値31人は、令和3年度から令和5年度末までの合計数です。
※各年度の実績は、令和元年度末時点の施設入所者に対象を限定せず、令和2年度以降の新たな施設入所者も含めて算出します。

【参考】地域生活へ移行した後の「住まいの場」(単位：人)

対象期間	グループホーム	家庭復帰	一人暮らし・結婚等		その他	計
			公営住宅	公営住宅以外		
令和3年度	9	5	0	1	1	16
令和4年度						0
令和5年度						0

◆事業の進捗状況・今後の対応等

○地域移行者数については、概ね順調に推移しています。
○令和3年度においては、施設入所支援事業所2か所に地域移行コーディネーターを配置し、丁寧な意思決定支援等に基づく地域移行支援体制の充実を図っています。
○今後も引き続き、丁寧な意思決定支援に基づいた、「チャレンジ・安心・選択」できる地域における重層的な支援体制を目指します。

目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	R5目標値	R3	R4	R5	令和3年度の状況
入院後3か月時点の退院率	69%				集計不可
入院後6か月時点の退院率	86%				集計不可
入院後1年時点の退院率	92%				集計不可
在院期間1年以上の長期入院患者数【65歳未満】	212人	296人			概ね目標どおり
在院期間1年以上の長期入院患者数【65歳以上】	385人	485人			概ね目標どおり
精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日				集計不可

※全て市内一般精神病床における数値です。

◆事業の進捗状況・今後の対応等

○精神科病院や地域の相談支援センター等の関係機関、ピアサポーターで構成する協議の場として、川崎市地域自立支援協議会専門部会をワーキングを含めて年6回開催しながら支援の裾野を広げるとともに、精神科病院に1年以上入院している45名の方に対して相談支援事業所を中心に退院に向けた地域移行支援を行い、26名の方が退院しました。
○今後は、引き続き地域移行支援に取り組むとともに、長期(1年以上)在院者の方へのアプローチを進めるために地域移行に関する理解を深める研修の実施や取り組みやすさを向上させるためのガイドライン作成に向けた検討等を通じて更に支援の裾野を広げ、並行して退院後の住まいの確保を目的として住宅部局との連携を図る等精神科病院からの地域移行の取り組みを強化します。
※精神病床における退院率及び平均生活日数については、国統計資料を基に記載する予定でしたが、国が統計を取りやめたため、記載がありません。

目標3 地域生活支援拠点等機能の確保・充実

項目	R5目標値	R3	R4	R5	令和3年度の状況
拠点型施設の箇所数	5か所	3か所			概ね目標どおり
運用状況の検証等	年1回以上	1			概ね目標どおり

【参考】拠点型施設の整備状況

施設名称	所在地	運営法人	設置年度
まじわーる宮前	宮前区馬絹	社会福祉法人みのり会	平成27年度
かわさき障害者福祉施設たじま	川崎市田島	社会福祉法人川崎聖風福祉会	平成28年度
なかはら障害福祉施設ひらま	中原区上平間	社会福祉法人ともかわさき	令和2年度

◆事業の進捗状況・今後の対応等

○生活支援拠点の設置に向けた取組を次のとおり進めました。
 高津：公募による運営法人の選定（令和5年10月開設予定）
 麻生：令和2年度の資格審査に基づき、開発許可・設計等（法人対応）
 ○障害のある方が共に地域での生活を送ることができるよう、多機能拠点整備型として整備した地域生活支援拠点施設において、様々な支援を実施するとともに、地域生活支援拠点連絡会を開催し、機能の検証や情報交換を実施しました。

目標4 福祉施設から一般就労への移行等

項目	R5目標値	R3	R4	R5	令和3年度の状況
福祉施設から一般就労への移行者数	320人	311人			目標値を上回った
就労移行支援事業の一般就労への移行者数	276人	256人			概ね目標どおり
就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数	23人	25人			目標値を上回った
就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数	21人	28人			目標値を上回った
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する割合	70%	41%			目標値を下回った
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	70%	68%			概ね目標どおり

◆事業の進捗状況・今後の対応等

年度が経過するごとに実績値を上げ、令和5年度に目標値に達する見込みです。

目標5 障害児支援の提供体制の整備等

項目	R5目標値	R3	R4	R5	令和3年度の状況
保育所等訪問支援を含めた支援を実施する児童発達支援センターの箇所数	4か所	4か所			概ね目標どおり
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の箇所数	7か所	6か所			概ね目標どおり
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の箇所数	11か所	10か所			概ね目標どおり
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数	1か所	1か所			概ね目標どおり
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	13人	4人			概ね目標どおり

【参考】重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（令和4年3月31日時点）

事業所名称	所在地	運営法人
重症児・者福祉医療施設ソレイユ川崎	麻生区細山	社会福祉法人三篠会
サポートセンターロンド	多摩区登戸	特定非営利活動法人療育ねっとわーく川崎
児童発達支援あおぞら	多摩区宿河原	株式会社アストラル
療養通所介護まこと	川崎区大師駅前	医療法人誠医会
KIDS ゆらりん	麻生区岡上	株式会社リンデン
ナーシングホーム岡上	麻生区岡上	株式会社リンデン

【参考】重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所（令和4年3月31日時点）

事業所名称	所在地	運営法人
療養通所介護まこと	川崎区大師駅前	医療法人誠医会
通所運動療育 障がい児リハビリセンター鹿島田	幸区小倉	株式会社AT
i. care	中原区井田杉山町	NPO法人あいけあ
そらとわすくーる	高津区千年	株式会社そらとわ
放課後等デイサービスあおぞら ルピナス	宮前区野川本町	株式会社アストラル
放課後等デイサービス あおぞら	宮前区野川本町	株式会社 アストラル
サポートセンターロンド	多摩区登戸	特定非営利活動法人療育ねっとわーく川崎
KIDS ゆらりん	麻生区岡上	株式会社リンデン
ナーシングホームゆらりん	麻生区岡上	株式会社リンデン
重症児・者福祉医療施設ソレイユ川崎	麻生区細山字原尾	社会福祉法人 三篠会

◆事業の進捗状況・今後の対応等

<p>○市内4か所の地域療育センターが障害児とその家族に専門支援（診察・評価、通園療育、外来療育等）を適切に実施するとともに、地域の中核機関として保育所や幼稚園、学校等の関係機関に対し専門的な支援を行いました。今後も、障害特性に応じた多様なニーズに対応できるよう、引き続き障害児支援の充実・強化に取り組みます。</p> <p>○南部地域（川崎区・幸区）に、発達に不安のある児童とその保護者を支援する新たな相談機関として、「子ども発達・相談センター」を開設しました。今後も適宜設置を進めるとともに、管区の地域療育センターと適切な役割分担を行いつつ、支援を行います。</p> <p>○医療的ケア児・者の専門相談窓口として、新たに「医療的ケア児・者等支援拠点」を市内2か所に設置し、専門の相談員を配置しました。</p> <p>○医療機関や福祉・教育等の関係機関が参画する「医療的ケア児連絡調整会議」を年2回開催しました。引き続き、医療的ケア児とその家族を地域で支えられるよう、地域の課題を確認するとともに、その対応策について協議を進めます。</p>

目標6 相談支援体制の充実・強化

項目	R5目標値	R3	R4	R5	令和3年度の状況
地域相談支援センターにおける相談件数	68,393件	57,817件			概ね目標どおり
地域相談支援センター及び基幹相談支援センターによる地域の相談機関等との連携回数	312回	354回			目標値を上回った
基幹相談支援センターにおける地域の相談支援機関等に対する助言・後方支援回数	364回	746回			目標値を上回った
平成25(2013)年度以降の川崎市認定相談支援リーダーの累計資格取得者数	40人	37人			概ね目標どおり

◆事業の進捗状況・今後の対応等

○令和3年10月からの相談支援体制の再編に伴い、地域相談支援センターは地区担当制の導入、増設や入替、基幹相談支援センターの機能強化及び3か所への再編等をしたことから、上半期と下半期で変動が見られています。相談件数として、人数は昨年度よりも減少していますが、相談種別ごとの件数は増加しています。引き続き、相談支援体制の充実を図っていきます。

○地域の相談機関等との連携回数及び基幹相談支援センターにおける助言・後方支援回数は今年度から計上していることもあり、令和3年10月の再編後から徐々に増加しています。今後も役割を明確にして、連携強化を進めていきます。

目標7 障害福祉サービス等の質の向上

項目	R5目標値	R3	R4	R5	令和3年度の状況
支給決定情報と請求情報の突合と事業者の届出情報等の確認による二次審査	全件実施	全件実施			概ね目標どおり
二次審査結果の情報共有	年1回以上	2回			目標値を上回った
指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の実施等	取組の推進	推進			概ね目標どおり
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市町村職員の参加	年12回以上	13回			概ね目標どおり

◆事業の進捗状況・今後の対応等

○今後も請求情報の審査及び結果の情報共有を実施し、障害福祉サービス等の質の向上に向けた取組を推進します。

○事業者等に対する指導監査の実施については、新型コロナウイルス感染症の流行期が波状的に訪れたことにより、実地での定期的な指導及び集合形式での指導は中止し、オンラインでの解説の実施の他、苦情・虐待等の特に対応を要する案件のみに指導監査を絞りました。感染症の流行が落ち着き次第、実地での定期的な指導を再開します。